

第2節

島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応

防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「②島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応」の考え方は、次のとおりである。

島嶼部を含むわが国への攻撃に対しては、必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢¹、航空優勢²を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。海上優勢、航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回する。

また、ミサイル、航空機などの経空攻撃に対しては、最適の手段により機動的かつ持続的に対応

するとともに、被害を局限し、自衛隊の各種能力及び能力発揮の基盤を維持する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃に対しては、原子力発電所などの重要施設の防護並びに侵入した部隊の捜索及び撃破を行う。

さらに、こうした攻撃への対応に際しては、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力を有機的に融合した領域横断作戦を実施し、攻撃を阻止・排除する。

この際、国民の生命、身体、財産を守る観点から、国民保護のための措置を実施する。

1 島嶼部に対する攻撃への対応

1 基本的考え方

わが国は多くの島嶼を有するが、これに対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、平素から状況に応じた機動・展開を行うことが必要である。また、自衛隊による常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を確保することが重要である。

事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地域に、敵に先んじて部隊を機動・展開し、侵攻部隊の接近・上陸を阻止することとしている。また、海上優勢、航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止することとしている。

万が一占拠された場合には、航空機や艦艇によ

る対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど、あらゆる措置を講じて奪回することとしている。

【参照】 図表Ⅲ-1-2-1 (島嶼防衛のイメージ図)

2 防衛省・自衛隊の取組

南西地域の防衛体制強化のため、空自は、16 (平成28)年1月の第9航空団の新編に加え、17 (平成29)年7月、南西航空方面隊を新編した。陸自は、16 (平成28)年3月の与那国沿岸監視隊などの新編に加え、18 (平成30)年3月、本格的な水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団を新編した。さらに、19 (平成31)年3月、奄美大島に警備部隊などを、宮古島には警備部隊を配置した。20 (令和2)年3月には、宮古島に地対空誘導弾部隊及び地対艦誘



動画：陸自奄美警備隊新編行事
URL：<https://youtu.be/f8XNsMz1vmo>



動画：陸自宮古警備隊新編行事
URL：<https://youtu.be/IDN6bt54MOQ>

1 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
2 わが航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

図表Ⅲ-1-2-1 島嶼防衛のイメージ図



第1章

わが国自身の防衛体制



河野防衛大臣から隊旗を授与される警戒航空団司令 (20 (令和2) 年3月)

導弾部隊を配置し、今後は、石垣島にも初動を担任する警備部隊などを配置することとしている。

また、常続監視態勢の強化のため、新型護衛艦 (FFM) やE-2D早期警戒機の整備などを行って

いる。空自は、20 (令和2) 年3月に警戒航空隊を警戒航空団として格上げし、新編したほか、令和2 (2020) 年度内に、臨時滞空型無人機航空隊 (仮称) を新編することとしている。

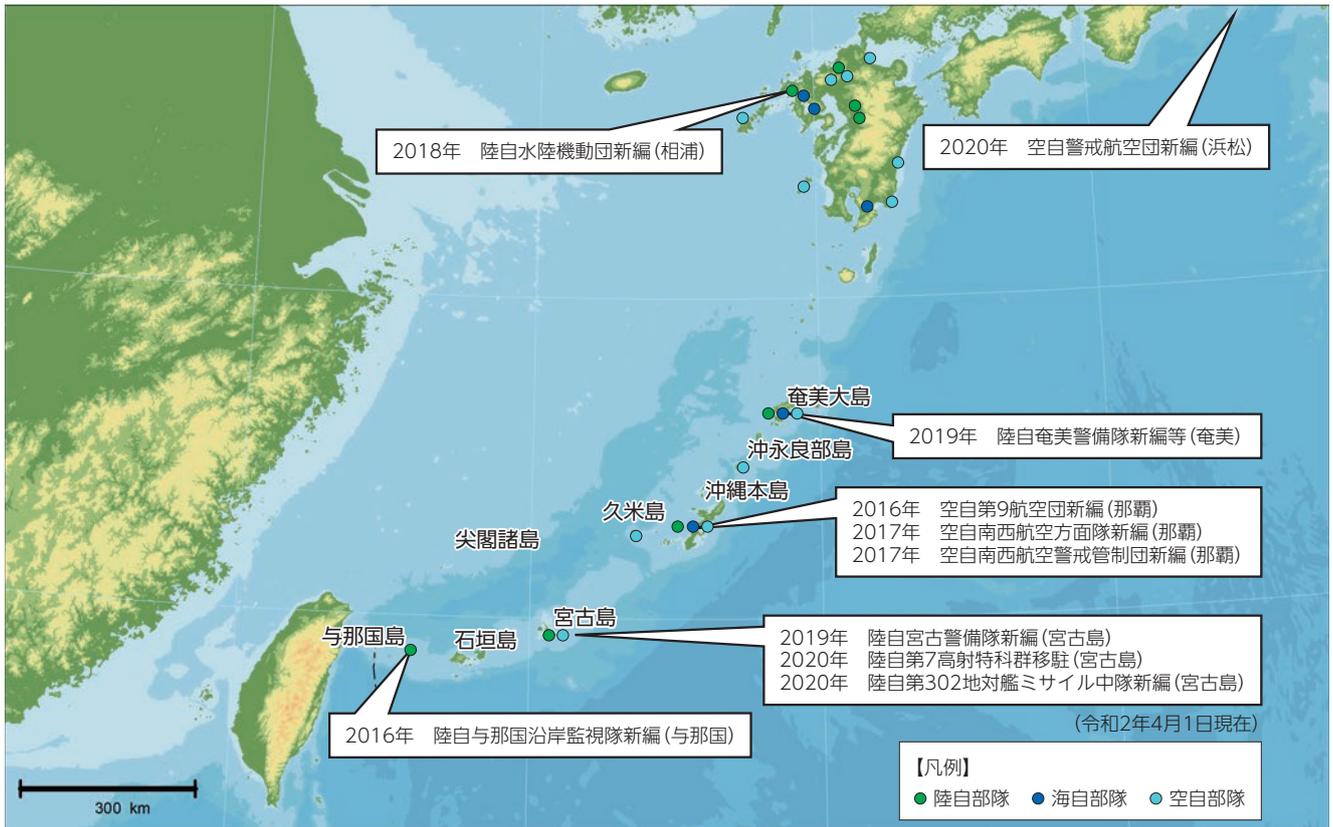
さらに、自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国への侵攻を試みる艦艇などを効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイルの整備を行うとともに、島嶼防衛に万全を期すため、平成30 (2018) 年度から島嶼防衛用新対艦誘導弾及び島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究に、令和元 (2019) 年度から極超音速誘導弾の要素技術の研究に着手している。

部隊の迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、「おおすみ」型輸送艦の改修、V-22オスプレイ及びC-2輸送機などの導入による機動・



動画：機内からの空中給油
URL : <https://youtu.be/GaqmOkoWot8>

図表Ⅲ-1-2-2 九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降）（概念図）



岩田防衛大臣政務官から隊旗を授与される輸送航空隊長
(20 (令和2) 年4月)



「アイアン・フィスト20」において、訓練中の陸自水陸両用車と米海軍艦艇
(20 (令和2) 年2月)

展開能力の向上を図っている。特にV-22オスプレイの運用については、防衛省はその配備先として、水陸機動団及び統合運用における関連部隊の位置関係や滑走路長、目達原駐屯地の移設先としても活用できることなどから、佐賀空港が最適の飛行場と判断しており、18(平成30)年8月、佐賀県知事から受入の表明を頂いたところである。引き続き、佐賀空港配備について、関係地方公共団体などの協力が得られるよう、取組を推進する

こととしている³。なお、佐賀空港配備には一定期間を要する見込みのため、19(令和元)年5月、木更津市などに対し、木更津駐屯地へのV-22オスプレイの暫定配備を行いたいとの考えを説明し、同年12月に木更津市長から暫定配備計画に協力するとの考えが表明されたことを受け、20(令和2)年3月、オスプレイを運用する輸送航空隊を木更津駐屯地に新編した。

このほか、水陸両用作戦に関する能力向上のた

3 佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイとあわせて約70機の航空機を配備することを想定している。

VOICE 新任地、宮古警備隊で勤務して

陸上自衛隊宮古警備隊（沖縄県宮古島市）
 渉外陸曹 2等陸曹 池原 慶昭

19（平成31）年3月宮古警備隊が新編され、私は部外との連絡・交渉を行う渉外陸曹として勤務することになりました。

私は宮古島出身隊員として、自衛隊と地域の皆様との架け橋となれるよう、地域の方や協力者の方と積極的に関わり、私達のことを知っていただくことに努めました。また、隊として初めての災害派遣となる「廃油ボールの回収に伴う災害派遣」など、2度の災害派遣にも出動し、地域のために力になることができたと思います。私生活においては世界大会のトライアスロン宮古島大会をはじめ、地域の陸上競技大会などのスポーツイベントへの参加や、海岸の清掃活動、地域行事の支援などのボランティア活動

を通じ、地域の方と関わっていく中で、少しずつ打ち解けていくことができました。気づいた頃には、島民の方から「自衛隊が来て良かった」といった声も頂くようになり、新編1年となりますが勤務してきて良かったと感じています。

島民の皆様と関係が徐々に構築され、自衛隊に対する理解者や協力者の方が増えていくことは、警備隊だけでなく地域にとっても望ましいことだと思います。私は、この関係性を大切に継続していけるよう心掛け、また、一層理解が広がっていくように努めていきたいと思ひます。

最後に宮古島で勤務できることに感謝し、島民の皆様への期待に応えられるよう、また、各部隊の模範となれるよう日々努力していこうと思ひます。



研修者に対し駐屯地の説明をする筆者



トライアスロン宮古島大会のゴールにて

め、各種訓練にも取り組んでいる。19（令和元）年10月には、自衛隊統合演習（実動演習）を実施したほか、20（令和2）年1月から2月には、米国における米海兵隊との実動訓練「アイアン・フィ

スト20」及び国内における米海兵隊との実動訓練を行い、能力の向上を図った。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-2（九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降）（概念図））

2 ミサイル攻撃などへの対応

1 わが国の総合ミサイル防空能力

(1) 基本的考え方

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、平成16（2004）年度から弾道ミサイル防衛（BMD）システムの整備を開始した。

Ballistic Missile Defense

05（平成17）年7月には、自衛隊法の改正を行い、同年12月の安全保障会議（当時）及び閣議において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。これまでに、イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付与やパトリオット（PAC-3）⁴の配備など、弾道

Patriot Advanced Capability-3

⁴ パトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機などを迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

図表Ⅲ-1-2-3 総合ミサイル防空のイメージ図



*JADGEとは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

ミサイル攻撃に対するわが国独自の体制整備を着実に進めている。

わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム (JADGE)⁵により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。今後の陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア) の導入により、イージス艦に加え、イージス・アショアも含めた上層での迎撃が可能となる。

現在、多弾頭・機動弾頭を搭載する弾道ミサイル、高速化・長射程化した巡航ミサイル、ステルス化・マルチロール化した航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威は、複雑化・多様化の一途をたどっている。これらの経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するためには、ミサイル防衛にかかる各

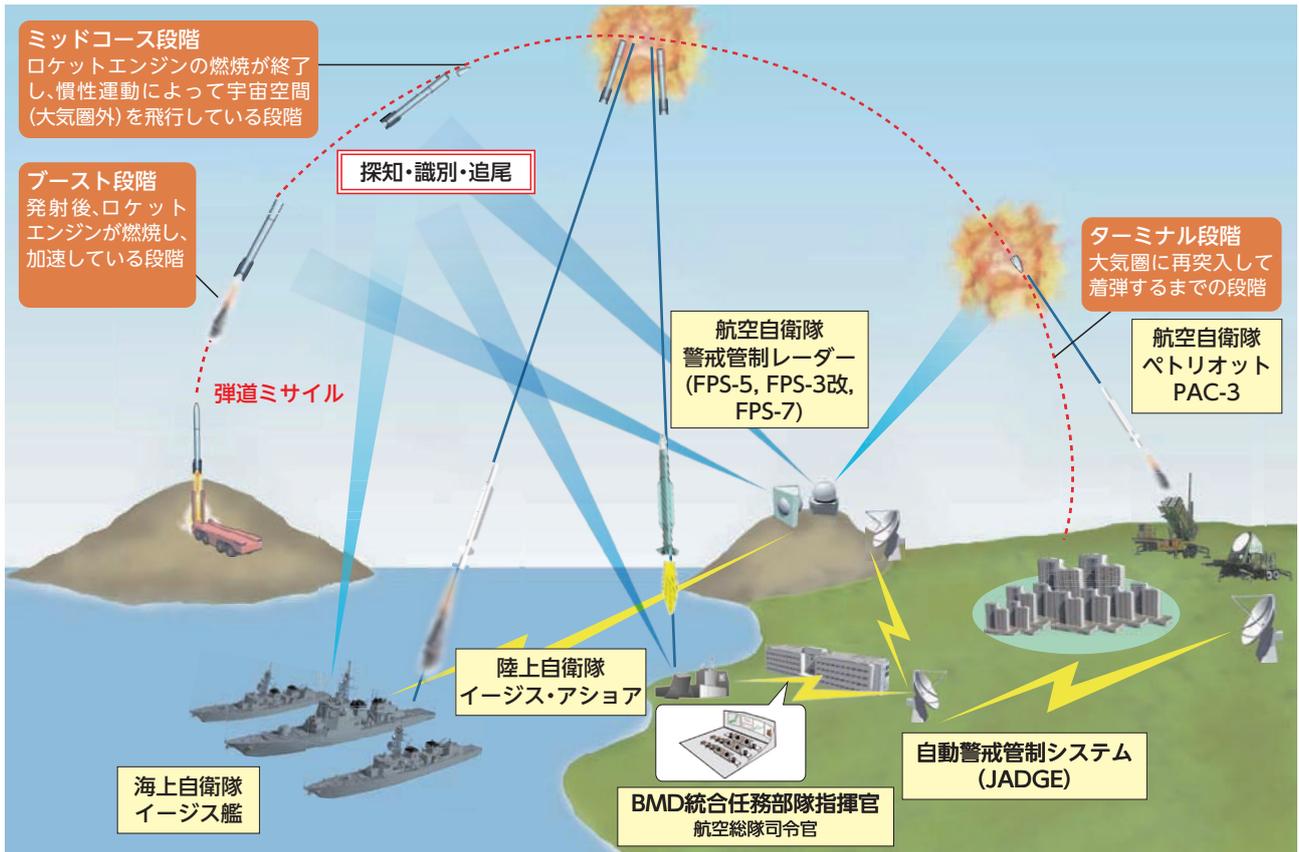
種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的にわが国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威についても同時対処できる総合ミサイル防空能力を強化していく必要がある。この際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含めて共通化、合理化を図っていくこととしている。

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなどが飛来する場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する一方、武力攻撃事態が認定されていないときには、弾道ミサイル等に対する破壊措置により対処することとなる。

弾道ミサイルなどへの対処にあたっては、空自航空総隊司令官を指揮官とする「BMD統合任務部隊」を組織し、JADGEなどを通じた一元的な

⁵ 自動警戒管制システムは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

図表Ⅲ-1-2-4 BMD整備構想・運用構想（イメージ図）



指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢をとることとしている。また、弾道ミサイルの落下などによる被害には、陸自が中心となって対処することになる。

参考 図表Ⅲ-1-2-3（総合ミサイル防空のイメージ図）、図表Ⅲ-1-2-4（BMD整備構想・運用構想（イメージ図））、Ⅱ部5章1節3項4（弾道ミサイル等に対する破壊措置）、資料11（わが国のBMD整備への取組の変遷）

（2）防衛省・自衛隊の対応

北朝鮮は、16（平成28）年以降、3回の核実験を強行するとともに、70発を超える弾道ミサイルなどの発射を繰り返した。北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安全に対する、重大かつ差し迫った脅威となっている。北朝鮮は、18（平成30）年6月の米朝首脳会談において、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を表明し、核実験場の爆破を公開するなどの動きは見せたものの、19（平成31）年2月の第2回米朝首脳会談は、いかなる合意にも達することなく終了しており、現在に至るまで全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っていない。これまでに、北朝鮮は、

累次の核実験及び弾道ミサイル発射などを通じて、核兵器の小型化・弾頭化を実現しているとみられるとともに、わが国全域を射程に収める弾道ミサイルを数百発保有・実戦配備している。また、19（令和元）年に発射された新型と推定される弾道ミサイルの一部は、通常の弾道ミサイルよりも低空で飛翔し、かつ変則的な軌道で飛翔可能とも言われるロシアの短距離弾道ミサイル「イスカンデル」と外形上類似点があり、ミサイル防衛網を突破することを企図していると指摘されている。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、北朝鮮が大量破壊兵器・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのような行動をとるのかをしっかりと見極めていくとともに、米国などと緊密に連携しつつ、必要な情報の収集・分析及び警戒監視などを実施している。

また、BMDシステムを効率的・効果的に運用するためには、在日米軍をはじめとする米国との協力が必要不可欠である。このため、これまでの日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、BMD運用情報及び関連情報の常時リアルタイムでの共有をはじめとする関連措置や協力の拡大について決定してきた。

さらに、わが国は従来から、弾道ミサイルの対処にあたり、早期警戒情報(SEW)⁶を米軍から受領するとともに、米軍がわが国に配備しているBMD用移動式レーダー(TPY-2レーダー)やイージス艦などを用いて収集した情報について情報共有を行うなど、緊密に協力している。

訓練などを通じた日米対処能力の維持・向上、検証なども積極的に行っており、平成22(2010)年度以降、海自は、日米の艦艇などをネットワークで接続し、弾道ミサイル対処のシミュレーションを行うBMD特別訓練を行ってきた。18(平成30)年には空自が、19(平成31)年には陸自も本訓練に参加し、日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練として行い、戦術技量の向上と連携の強化を図っている。

日米のみならず、日米韓の連携も強化していくことが重要であり、17(平成29)年1月、3月、10月及び12月には、わが国周辺海域において日米韓三か国による弾道ミサイル情報共有訓練を実施し、連携強化を図った。

米国をはじめとする関係各国との弾道ミサイルなどに関する機微な情報については、秘密が保護される基盤や枠組み⁷により、適切に共有されている。

なお、平素より、自衛隊は弾道ミサイル対処能力の向上を図るため各種訓練を実施しており、弾道ミサイル対処能力の向上と国民の安全・安心感の醸成を図るため、17(平成29)年6月よりPAC-3機動展開訓練を実施している。20(令和2)年3月末までに、一般の施設に展開したものを含め25回の訓練を実施した。

Q参照 1部2章3節1項(北朝鮮)、3章1節2項4(韓国)

(3) BMD体制の強化のための取組

現状においては、わが国全域を防護するためのイージス艦及び拠点防護のため全国各地に分散して配備されているPAC-3を、状況に応じて機動・展開して対応している。こうした対応を前提として、BMD対応型イージス艦の増勢に取り組んできたところであり、これまでにBMD能力を有しなかったイージス艦「あたご」及び「あしがら」にBMD能力を付与する事業を実施し、18(平成30)年12月までに2隻の改修を完了した。また、平成27(2015)年度及び平成28(2016)年度予算でBMD能力を有するイージス艦2隻を追加取得することとした。これらの措置により、令和2(2020)年度には、BMDに対応可能なイージス艦が従来の6隻から8隻に増加する予定である。

また、より高性能化・多様化する将来の弾道ミサイルの脅威に対処するため、イージス艦に搭載するSM-3ブロックI Aの後継となるBMD用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックII A)を日米共同で開発し、配備に向け事業を推進している。16(平成28)年12月の国家安全保障会議(九大



就役したイージス艦「まや」(20(令和2)年3月)

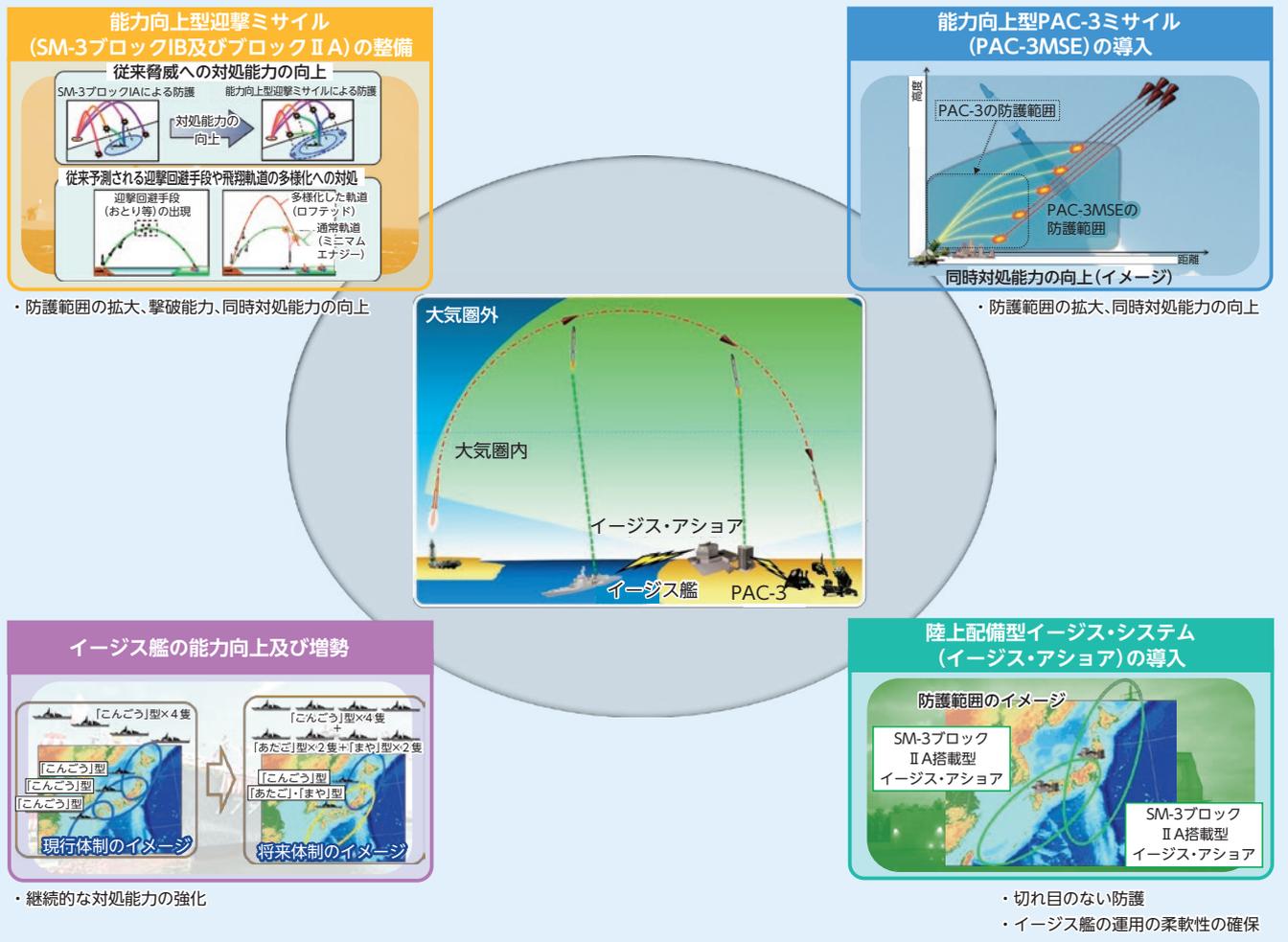
動画：PAC-3機動展開訓練
URL：https://youtu.be/aJ2PQPozQL8

動画：【引渡式・自衛艦旗授与式】護衛艦「まや」
URL：https://www.youtube.com/watch?v=vSJA9ibVAE

⁶ わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報(96(平成8)年4月から受領開始)

⁷ 特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)が14(平成26)年12月に施行され、わが国の安全保障に関する秘匿性の高い情報を保護するための基盤が確立された。また、16(平成28)年11月、秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定(日韓秘密軍事情報保護協定 日韓GSOMIA: General Security of Military Information Agreement)が発効したことから、北朝鮮の核・ミサイルに関する情報を含め、各種事態への実効的かつ効果的な対処に必要な様々な秘密情報に関し、日韓政府間で共有したものが保護される枠組みが整備された。

図表Ⅲ-1-2-5 弾道ミサイル対処能力向上のための主な取組



臣会合)において、共同生産・配備段階への移行が決定され、平成29(2017)年度以降、SM-3ブロックII Aの取得を継続している。なお、SM-3ブロックII Aの取得・配備は令和3(2021)年度を計画している。SM-3ブロックII Aは、これまでのSM-3ブロックIAと比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大するとともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能力についても向上すると考えている。また、「おとり」などの迎撃回避手段を備えた弾道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道(ロフテッド軌道⁸)をとることにより迎撃を回避することを意図して発射された弾道ミサイルなどに対しても、迎撃能力が向上すると考えている。

ペトリオットPAC-3についても、能力向上型であるPAC-3MSEの整備を進めており、令和元(2019)年度末以降順次配備が開始された。PAC-3MSEの導入により、迎撃高度は十数キロから数十キロへと延伸することとなり、現在のPAC-3と比べ、おおむね2倍以上に防護範囲(面積)が拡大する。

このように、防護体制を強化させるための所要の措置を講じているところであり、引き続き、そのような取組を進めていく予定である⁹。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-5(弾道ミサイル対処能力向上のための主な取組)

動画：護衛艦「あたご」SM3ブロック1B発射試験
 URL：<https://youtu.be/WRAfkuoQeMQ>

⁸ ミニмум エナジー軌道(効率的に飛翔し、射程を最も大きくする軌道)より高い軌道を取ることにより、最大射程よりも短い射程となるが、落下速度が速くなる軌道
⁹ 令和2(2020)年度予算においては、PAC-3MSEミサイルを運用するため、ペトリオット・システムの能力向上改修などに必要な経費を計上した。

(4) イージス・アショアの導入

これまでのわが国の弾道ミサイル防衛は、ミサイル発射の兆候を早期に察知して、イージス艦などを展開させ、必要な期間、迎撃態勢をとることを基本とし、イージス艦8隻体制であれば、2隻程度は、一定の期間にわたって継続して洋上でBMD任務を行い、わが国全域の防護が可能であると考えてきた。

一方、北朝鮮は、発射台付き車両（TEL）による実戦的な発射能力を向上させ、また、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を開発するなど、発射兆候を早期に把握することが困難になってきている。このような状況の変化なども踏まえれば、今後は、24時間・365日の常時継続的な態勢を、1年以上の長期にわたって維持することが必要であり、これまでのわが国の弾道ミサイル防衛のあり方そのものを見直す必要がある。

また、現状のイージス艦の体制において、長期間の洋上勤務が繰り返される乗組員の勤務環境は、いつ発射されるかわからない弾道ミサイルへの対処のため、日夜、高い集中力が求められるなど、極めて厳しいものとなっている。

こうした現状も踏まえ、北朝鮮の核・ミサイル開発が、わが国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中、平素からわが国を常時・持続的に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必要があることから、17（平成29）年12月の国家安全保障会議及び閣議において、イージス・アショア2基を導入し、これを陸自において保持することが決定された。イージス・アショアは、イージス艦と同様に、レーダー、指揮通信システム、迎撃ミサイル垂直発射装置（VLS）などで構成されるミサイル防衛システム（イージス・システム）を、陸上に配備した装備品であり、大気圏外の宇宙空間を飛翔する弾道ミサイルを地上から迎撃するものである。いわば、イージス艦の船体以外の部分を、そのまま陸上に固定的に置いたような装備品である。イージス・アショア2基の導入により、わが国全域を24時間・365日、長期にわたり切れ目なく防護することが可能となり、隊員の負担も大きく軽減される。また、イージス艦8隻体制の下で、2隻程度が洋

上においてBMD対応で展開するために、ほぼBMD任務に専従するかたちで運用せざるを得なかったが、そのイージス艦を海洋の安全確保任務に充てることや、そのための練度を維持するための訓練、乗組員の交代を十分に行うことが可能となり、わが国の対処力・抑止力を一層強化することにつながることになる。また、今回、イージス・アショアに搭載するレーダーは、SPY-7という最新鋭で高性能のものとなっており、海自のイージス艦に比べ、ロフテッド軌道への対応能力や同時多数攻撃への対処能力など、わが国の弾道ミサイル防衛能力は飛躍的に向上することになる。

イージス・アショア2基の配備候補地として、秋田県の陸自新屋演習場及び山口県の陸自むつみ演習場を選定して以降、地元自治体・住民の皆様に対する説明会を繰り返し実施し、配備の必要性や各種調査などについて説明してきたところ、その説明資料の誤りや住民説明会における職員の緊張感を欠いた行為など、極めて不適切な対応があった。防衛省としては今回の件を真摯に反省している。今後そのようなことのないよう、省内の体制を抜本的に強化するため、19（令和元）年6月に防衛副大臣を本部長とする「イージス・アショア整備推進本部」を設置した。

19（令和元）年10月以降、青森県、秋田県及び山形県の20か所の国有地並びに山口県のむつみ演習場に関して、調査の外部委託による再調査を開始するとともに、技術的見地からの助言を得るため、「各種調査の技術的検証に関する専門家会議」を設置するなど、説明内容の確認と見直しを実施することとした。そして、同年12月には、山本防衛副大臣が山口県を訪問して、再調査の結果も踏まえて、関係自治体の首長に対して説明を行った。

(5) イージス・アショアの配備に関するプロセスの停止

ア 防衛省による発表内容

20（令和2）年6月15日、防衛省は以下の内容を発表したところである。

むつみ演習場への配備については、18（平成30）年8月以降、地元に対して、それまでの米側

との協議を踏まえ、迎撃ミサイル（SM-3）の飛翔経路をコントロールし、ブースターをむつみ演習場内に落下させるための措置をしっかりと講じる旨、説明してきた。秋田についても、同年8月以降、新屋演習場の場合、ブースターは海に落下させる旨、説明してきた。

しかしながら、その後、引き続き米側との協議を行い、検討を進めてきた結果、20（令和2）年5月下旬、SM-3の飛翔経路をコントロールし、むつみ演習場内又は海上に確実に落下させるためには、ソフトウェアのみならず、ハードウェアを含め、システム全体の大幅な改修が必要となり、相当のコストと期間を要することが判明した。

防衛省としては、この追加のコスト及び期間にかんがみ、イージス・アショアの配備に関するプロセスを停止することとし、今後の対応については、まずは、防衛省として、地元の皆様にお詫びとご説明を申し上げ、国家安全保障会議に今般の状況を報告のうえ、その議論を踏まえて検討してまいりたい。

イ 安倍内閣総理大臣による発表内容

本件に関し、同年6月18日、安倍内閣総理大臣は以下の内容を発表したところである。

イージス・アショアについて、配備のプロセスを停止する決定をした。地元の皆さまにご説明していた前提が違っていた以上、このまま進めるわけにはいかないと判断した。

他方、わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している。その現状には全く変わりはない。朝鮮半島では今、緊迫の度が高まっている。弾道ミサイルの脅威から国民の命と平和な暮らしを守り抜いていく。これは政府の最も重い責任である。わが国の防衛に空白を生むことはあってはならない。平和は人から与えられるものではなく、我々自身の手で勝ち取るものである。安全保障政策の根幹は、わが国自身の努力にほかならない。抑止

力、対処力を強化するために何をすべきか。日本を守り抜いていくために我々は何をすべきか。安全保障戦略のありようについて、この夏、国家安全保障会議で徹底的に議論し、新しい方向性をしっかりと打ち出し、速やかに実行に移していきたいと考えている。

2 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている¹⁰。

(2) 日米BMD技術協力など

平成11（1999）年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05（平成17）年12月の安全保障会議（当時）及び閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発¹¹に着手することを決定した。この共同開発は、防護範囲を拡大し、より高性能化・多様化する将来脅威に対処することを目的として06（平成18）年6月から開始されている。

17（平成29）年2月及び6月、日米両国は、米国ハワイ沖においてSM-3ブロックⅡAの海上発射試験を実施するとともに、試験データの解析などを行い、要求性能を満たしていることなどを確認した。現在、米国は開発作業の一環として、イージス・システムとSM-3ブロックⅡAやレーダー

¹⁰ 具体的には、06（平成18）年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が、同年10月には沖縄県にペトリオットPAC-3が、07（平成19）年10月には青森県に統合戦術地上ステーション（JTAGS）が配備された。加えて、14（平成26）年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーが配備された。18（平成30）年10月には、第38防空砲兵旅団司令部が相模原に配置された。また、15（平成27）年10月、16（平成28）年3月及び18（平成30）年5月には、米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設（神奈川県横須賀市）に配備された。

¹¹ これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04（平成16）年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、11（平成23）年6月の日米安全保障協議委員会（[2+2]）の共同発表においてその旨を発表した。なお、14（平成26）年4月、防衛装備移転三原則（移転三原則）が閣議決定されたが、同決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。

間のデータ接続の確認を実施しており、わが国としても引き続き必要に応じて協力することとして

いる。

3 ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

高度に都市化・市街化が進んでいるわが国においては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした事案には、潜入した武装工作員¹²などによる不法行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、様々な態様がある。

1 基本的考え方

侵入者の実態や生起している事案の状況が不明な段階においては、第一義的には警察機関が対処を実施し、防衛省・自衛隊は情報収集、自衛隊施設の警備強化を実施することとしている。状況が

明確化し、一般の警察力で対処が可能な場合、必要に応じ警察官の輸送、各種機材の警察への提供などの支援を行い、一般の警察力で対処が不可能な場合は、治安出動により対処することとしている。さらに、わが国に対する武力攻撃と認められる場合には防衛出動により対処することになる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の重要インフラ施設などの破壊や人員に対する襲撃、要人暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部で

図表Ⅲ-1-2-6 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



12 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者

の警戒監視、重要施設の防護並びに侵入したゲリラや特殊部隊の捜索及び撃破を重視して対応することとしている。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立することとしている。そのうえで、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより捜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させたいうで、これを包囲し、捕獲又は撃破することになる。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-6（ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例）

では自衛隊と警察との連携要領についての基本協定¹³や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している¹⁴。

Q 参照 Ⅱ部5章1節3項1（治安出動）

（2）防衛省・自衛隊の取組

陸自は各都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、12（平成24）年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施¹⁵するなど、連携の強化を図っている。さらに、海自と海上保安庁との間でも、継続して不審船対処にかかる共同訓練を実施している。

3 武装作業員などへの対処

（1）基本的考え方

武装作業員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生じた事案の様相に応じて対応することになる。その際、警察機関との連携が重要であり、治安出動に関し



治安出動下令下における共同要領について訓練を実施する北陸3県警（富山、石川、福井）の警察官と陸自隊員（19（令和元）年12月）

4 核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学（NBC）兵器とその運搬手段及び関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。

95（平成7）年3月の東京での地下鉄サリン事件¹⁶などは、こうした兵器が使用された例である。

（1）基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行うことになる。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行うこととしている。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊などを中心に



動画：海保と海自の不審船対処共同訓練
URL：<https://youtu.be/EQ673fWJypE>

¹³ 防衛庁（当時）と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」（1954（昭和29）年に締結。00（平成12）年に全部改正）

¹⁴ 04（平成16）年には、治安出動の際における武装作業員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成している。

¹⁵ 12（平成24）年には伊方発電所（愛媛県）、13（平成25）年には泊発電所（北海道）、美浜発電所（福井県）、14（平成26）年には島根原子力発電所（島根県）、15（平成27）年には東通原子力発電所（青森県）、柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）、16（平成28）年には高浜発電所（福井県）、17（平成29）年には浜岡原子力発電所（静岡県）、志賀原子力発電所（石川県）、19（平成31・令和元）年には玄海原子力発電所（佐賀県）、大飯原子力発電所（福井県）の敷地においても訓練を実施している。

¹⁶ 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名（オウム真理教教祖麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示された死者数）などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行うことになる。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防

護隊、対特殊武器衛生隊などを保持しているほか、化学及び衛生科部隊の人的充実を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。

海自及び空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

4 侵略事態への備え

防衛大綱は、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、必要な範囲に限り保持することとしている。

わが国に対する武力攻撃があった場合、自衛隊は防衛出動により対処することになる。その際の対応としては、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行うことになる。

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相¹⁷から、わが国に対する本格的な侵攻が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦¹⁸においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努めることになる。

2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処及び周辺海域の防空からなる。これら各種作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破、消耗させることにより周辺海域を防衛することになる。

3 陸上の防衛のための作戦

わが国を占領するには、侵攻国は海上・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力の発揮が困難という弱点があり、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点において、早期に撃破することが必要である。

4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を

¹⁷ 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行又は並行して航空優勢を獲得することが必要である。
¹⁸ 防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃などがあった場合、海上交通路は、継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。

海上交通の安全確保のための作戦では、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種作戦を組

み合わせて、哨戒¹⁹、船舶の護衛、海峡・港湾の防備を実施するほか、航路帯²⁰を設定してわが国の船舶などを直接護衛することになる。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空（対空戦）は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受けることになる。

5 国民保護に関する取組

1 国民の保護に関する基本指針及び防衛省・自衛隊の役割

05（平成17）年3月、政府は、国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針（「基本指針」）を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。

防衛省・自衛隊は、国民保護法及び基本指針に基づき、防衛省・防衛装備庁国民保護計画を策定している。この中で自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障のない範囲で住民の避難・救難の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施している。

Q参照 Ⅱ部5章1節1項4（国民保護）

2 国民保護措置を円滑に行うための防衛省・自衛隊の取組

(1) 国民保護訓練

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、関係省庁や地方公共団体などとの連携要領について、平素から訓練を実施しておくことが重要であり、防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加も得て訓練を主催しているほか、関係省庁や地方公共団体が実施する国民保護訓練に積極的に参加・協力している。

例えば、20（令和2）年1月には、北海道札幌市

において、国（内閣官房及び消防庁）や地方公共団体（北海道庁及び札幌市）の主催により、国際スポーツイベント開催時の事案発生を想定した国民保護訓練が行われ、統合幕僚監部や陸上自衛隊北部方面隊の各部隊が訓練に参加した。

Q参照 資料12（国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（令和元年度））

(2) 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、陸自方面総監部や自衛隊地方協力本部などに連絡調整を担当する部署を設置し、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方防衛局に所属する職員が委員に任命されている。

さらに、地方公共団体は、退職自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や対処計画・訓練の企画・実施などに活用している。



北海道における国民保護訓練において、関係機関と調整にあたる陸自隊員（20（令和2）年1月）

¹⁹ 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること

²⁰ 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。